

特定管理化学物質の排出量等の集計結果（市条例）

『令和6年度報告分（令和5年度把握分）』

札幌市では、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）に基づく PRTR 制度の届出のほか、札幌市生活環境の確保に関する条例（以下「市条例」という。）で独自の報告制度を定めています。

市条例では、特定管理化学物質^{※1}について、排出量・移動量の報告のほか、取扱量（使用量・製造量）などの報告項目を加えるとともに、化管法の対象より小規模の事業者からも化学物質の排出状況等の報告を求めています^{※2}。また、化学物質の排出量の抑制及び事故の防止を図るため、一定人数以上の事業者^{※3}には、事業所ごとに化学物質自主管理マニュアルを作成し、札幌市に提出することを義務付けています。

令和6年度報告分^{※4}について、特定管理化学物質排出量等の報告と化学物質自主管理マニュアルの提出数は以下のとおりです。

- ※1 特定管理化学物質：性状、使用状況等からみて特に適正な管理が必要とされるものとして市条例施行規則で定める化学物質（69物質）
- ※2 市条例の報告対象事業者：次の要件を全て満たす事業者
 - ・製造業、燃料小売業などの24業種（化管法と同じ）
 - ・事業者の常時使用する従業員の数が市内で10人以上
 - ・事業所で、特定管理化学物質を100kg以上（燃料用の重油、灯油に含有する物質は1,000kg以上）取り扱っている。
- ※3 一定人数以上の事業者：※2の要件のうち、事業者の常時使用する市内の従業員数が21人以上
- ※4 令和6年度報告分：令和5年度の1年間に報告対象事業者が把握し、令和6年4月1日から令和6年6月30日までに報告したもの

1 報告事業所数

(1) 排出量・移動量・取扱量報告

排出量・移動量・取扱量の報告事業所数は表1、図1のとおりです。
燃料小売業（190件）が最も多く、続く医療業（25件）、石油卸売業（20件）と合わせた3業種で全事業所の8割以上を占めています。

表1 業種別の報告件数 (件)

業種	主な業態	市条例	化管法
燃料小売業	ガソリンスタンド	190 (198)	226 (236)
医療業	病院	25 (34)	32 (37)
石油卸売業	灯油配送センター	20 (21)	25 (25)
その他	自動車整備業、洗濯業等	48 (56)	64 (63)
合計		283 (309)	347 (361)

※括弧内は前年度実績

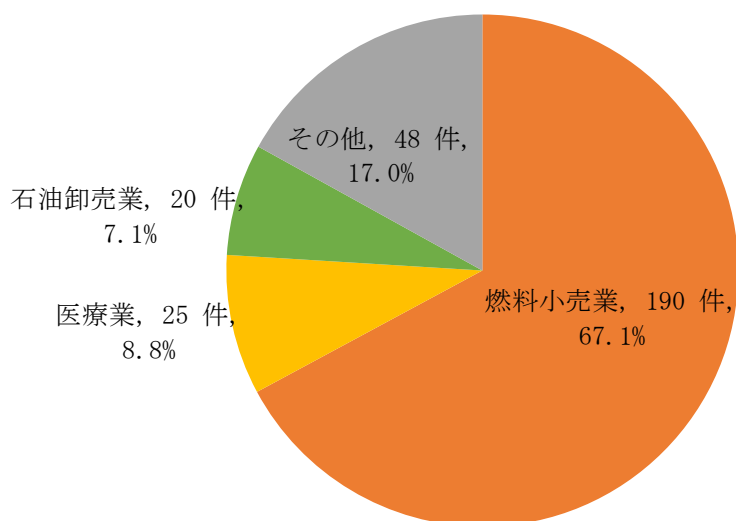


図1 業種別の報告件数

(2) 化学物質自主管理マニュアル

令和6年度に提出された化学物質自主管理マニュアルの数は表2のとおりです。

新規に作成されたマニュアルが0件、内容が更新されたマニュアルが2件提出されました。

なお、これまでにマニュアルが提出された事業所の累計数は表3、図2のとおりです（令和7年4月末時点）。

表2 マニュアル提出数

提出年度	新規	内容更新
令和元年度	10	8
令和2年度	2	8
令和3年度	1	7
令和4年度	0	9
令和5年度	3	7
令和6年度	0	2
累 計	321	

※マニュアル提出制度が始まってからの累計数であり、現在は排出量等の報告の対象物質から削除された物質に係るものも含まれます。

表3 業種別のマニュアル提出数（累計）（件）

業 種	主な業態	提出数
自動車整備業	カーディーラー	182
燃料小売業	ガソリンスタンド	47
医療業	病院	19
その他	石油卸売業、洗濯業等	73
合 計		321

※マニュアル提出制度が始まってからの累計数であり、現在は排出量等の報告の対象物質から削除された物質に係るものも含まれます。

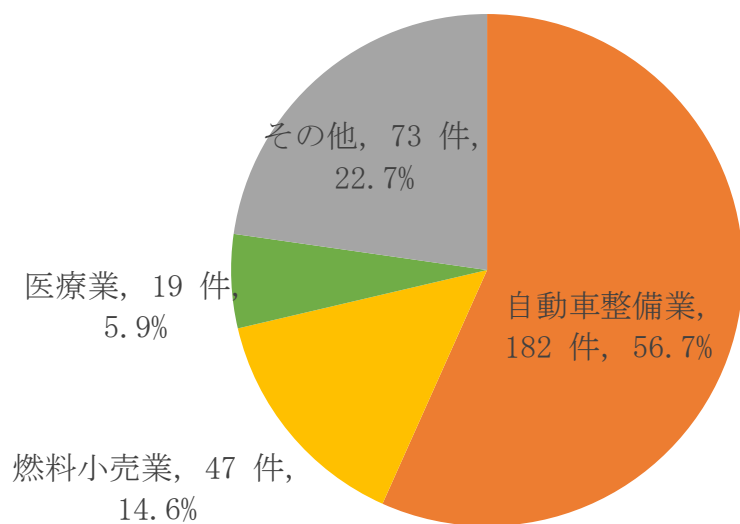


図2 業種別のマニュアル提出数

2 排出量・移動量

(1) 排出先・移動先別（市条例の報告分のみ）

特定管理化学物質の排出先・移動先別の排出量・移動量は表4のとおりです。排出量・移動量の合計は、化管法の届出分の1%程度となっています。

また、過去5年間の排出量・移動量の推移は、図3のとおりです。

表4 排出先・移動先別の報告排出量・移動量（トン）

排出先・移動先		市条例	化管法
排出先	大気	15 (12)	159 (153)
	公共用水域	0 (0)	143 (135)
	土壌	0 (0)	0 (0)
	埋立処分	0 (0)	1,100 (0)
小計		15 (12)	1,403 (288)
移動先	下水道	0 (0)	2 (0)
	廃棄物	5 (6)	1,328 (1,216)
小計		6 (6)	1,330 (1,216)
合計		21 (18)	2,733 (1,504)

※括弧内は前年度実績

※小数点以下は四捨五入して記載しているため、各項の数値を合算した数値が、合計欄の数値と異なる場合があります。

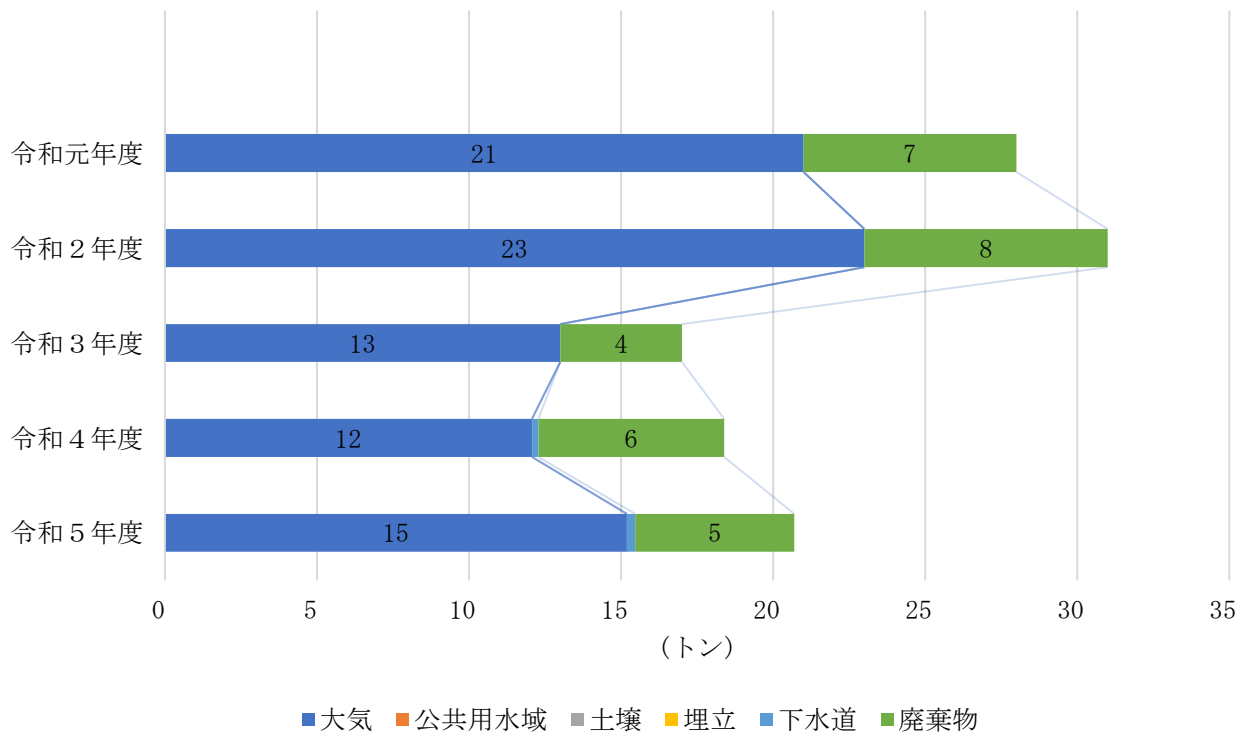


図3 排出量・移動量の推移

(2) 物質別排出量・移動量（市条例の報告分のみ）

物質別の排出量・移動量は表 5、図 4、図 5 のとおりです。

表 5 物質別の排出量・移動量

化学物質名	排出量・移動量（トン）		
		排出量	移動量
		大気	廃棄物
トルエン	8 (4)	6 (3)	2 (1)
キシレン	7 (5)	5 (4)	2 (2)
エチルベンゼン	2 (2)	2 (2)	0 (0)
ヘキサン	1 (1)	0 (0)	0 (0)
トリメチルベンゼン	1 (1)	1 (1)	0 (0)
その他	3 (5)	2 (2)	1 (2)
合計	21 (18)	15 (12)	6 (6)

※括弧内は前年度実績

※小数点以下は四捨五入して記載しているため、各項の数値を合算した数値が、合計欄の数値と異なる場合があります。

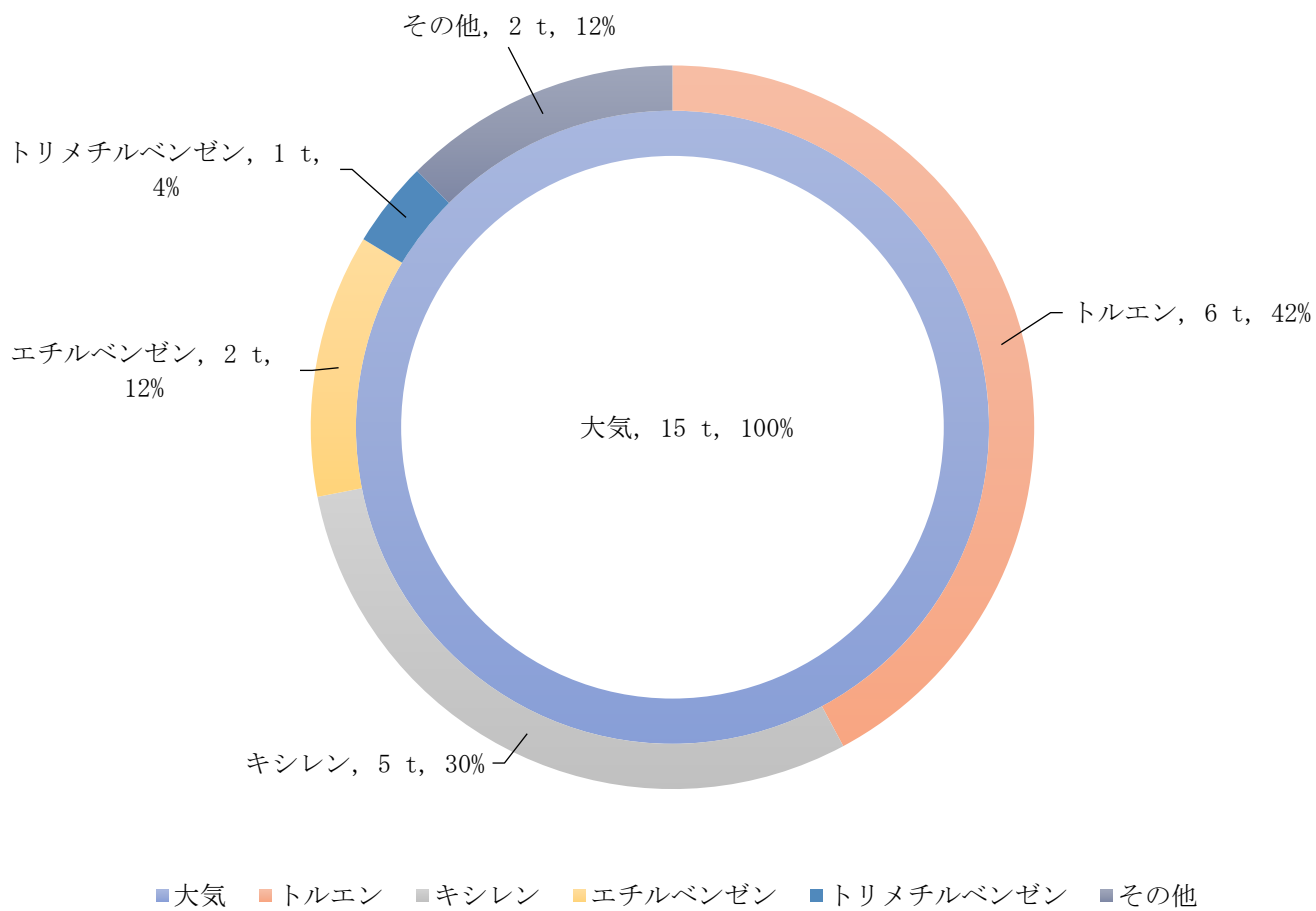


図4 排出先別の排出量

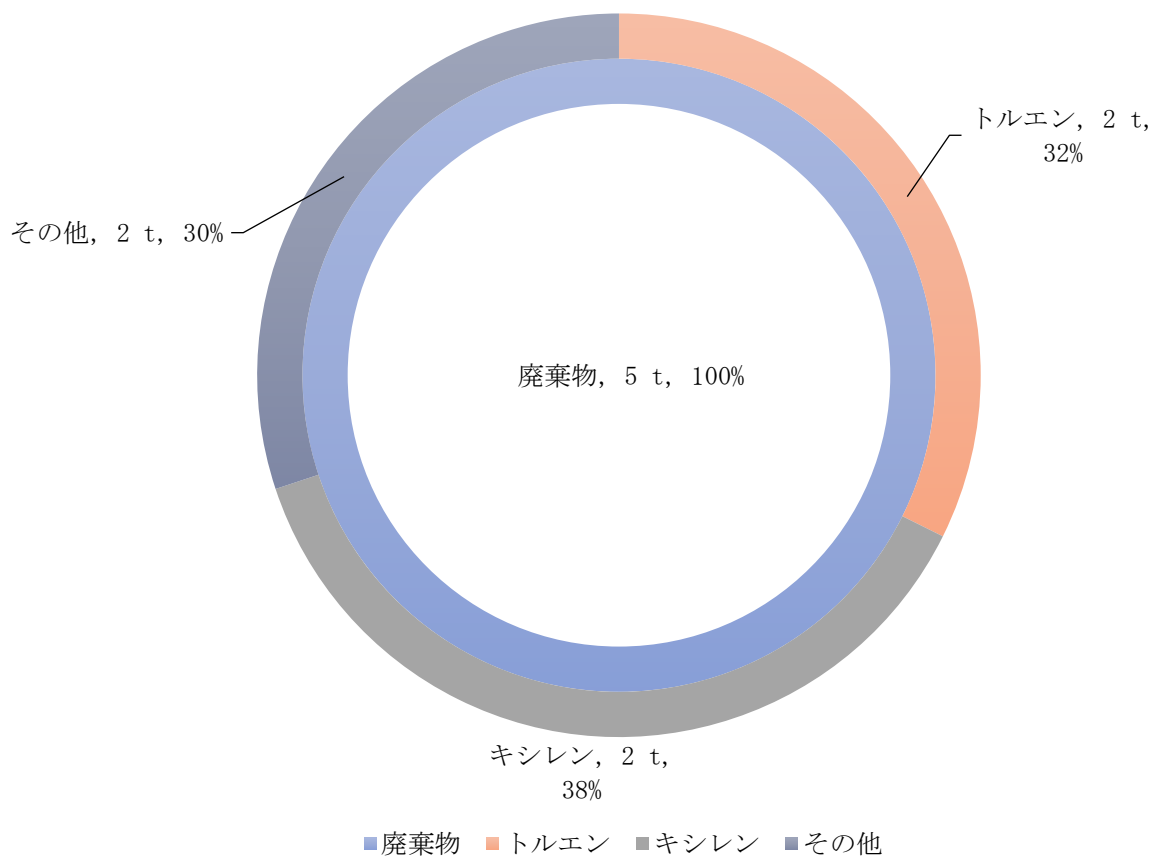


図 5 移動先別の排出量

(3) 業種別（市条例の報告分のみ）

業種別の排出量・移動量（量の多い順）は表6のとおりです。

また、それぞれの業種で排出量・移動量の多い物質は、図6のとおりです。

表6 業種別の排出量・移動量

業種名	排出量・移動量（トン）		報告件数 （件）	
	排出量	移動量		
自動車整備業	8 (5)	6 (5)	1 (1)	8 (9)
金属製品製造業	5 (2)	5 (2)	0 (0)	5 (4)
医療業	1 (1)	0 (0)	1 (1)	4 (6)
自然科学研究所	1 (1)	1 (1)	0 (0)	2 (2)
その他	5 (9)	2 (4)	3 (5)	25 (80)
合計	21 (18)	15 (12)	6 (6)	44 (101)

※括弧内は前年度実績

※小数点以下は四捨五入して記載しているため、各項の数値を合算した数値が、合計欄の数値と異なる場合があります。

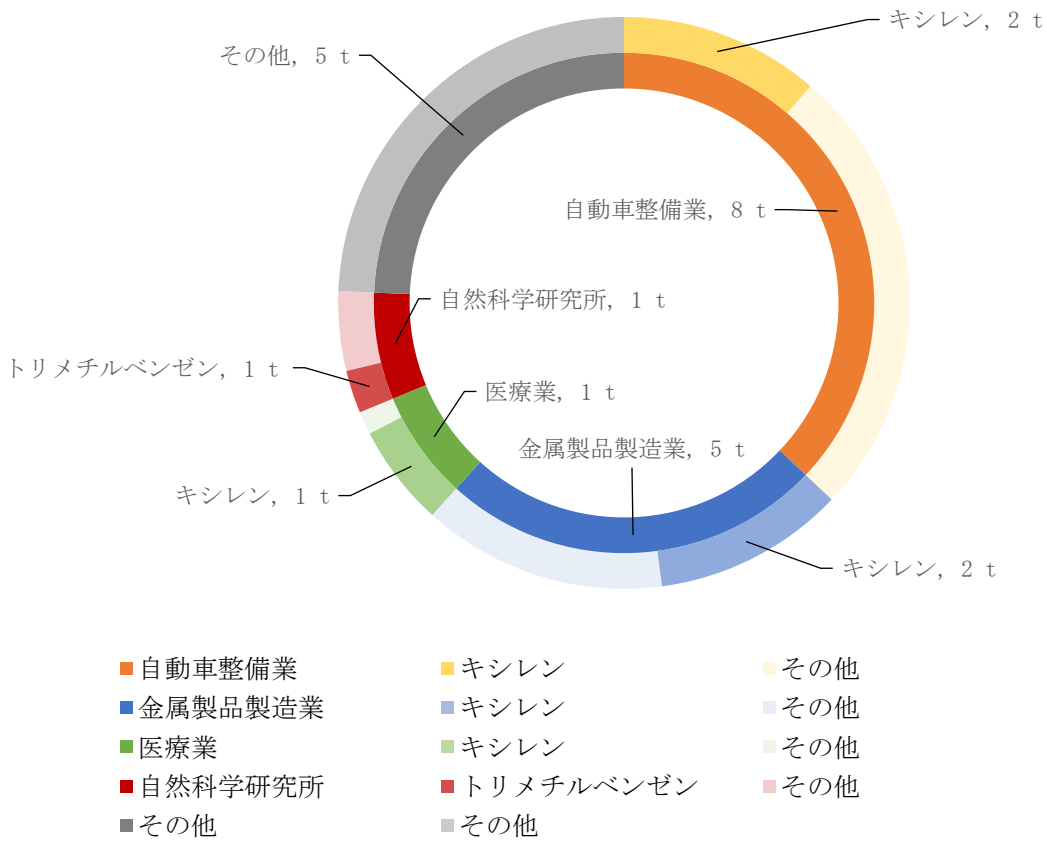


図 6 業種別の排出量・移動量の内訳

3 取扱量（使用量・製造量）

業種別の取扱量（使用量・製造量）は、表7のとおりです。

また、それぞれの業種で取扱量（使用量・製造量）の多い物質は、図7のとおりです。鉄鋼業の取扱量として、鉛及びその化合物、マンガン及びその化合物に関する届出があったことから、当該物質の取扱量が増加しています。

表7 業種別の取扱量 (トン)

業種名	取扱量（使用量・製造量）		
		使用量	製造量
燃料小売業	67,577 (65,299)	67,577 (65,299)	0 (0)
石油卸売業	4,034 (2,730)	4,034 (2,730)	0 (0)
鉄鋼業	2,127 (11)	1,112 (11)	1,015 (0)
その他	507 (615)	487 (605)	20 (10)
合計	74,245 (68,645)	73,210 (68,634)	1,035 (10)

※括弧内は前年度実績

※小数点以下は四捨五入して記載しているため、各項の数値を合算した数値が、合計欄の数値と異なる場合があります。

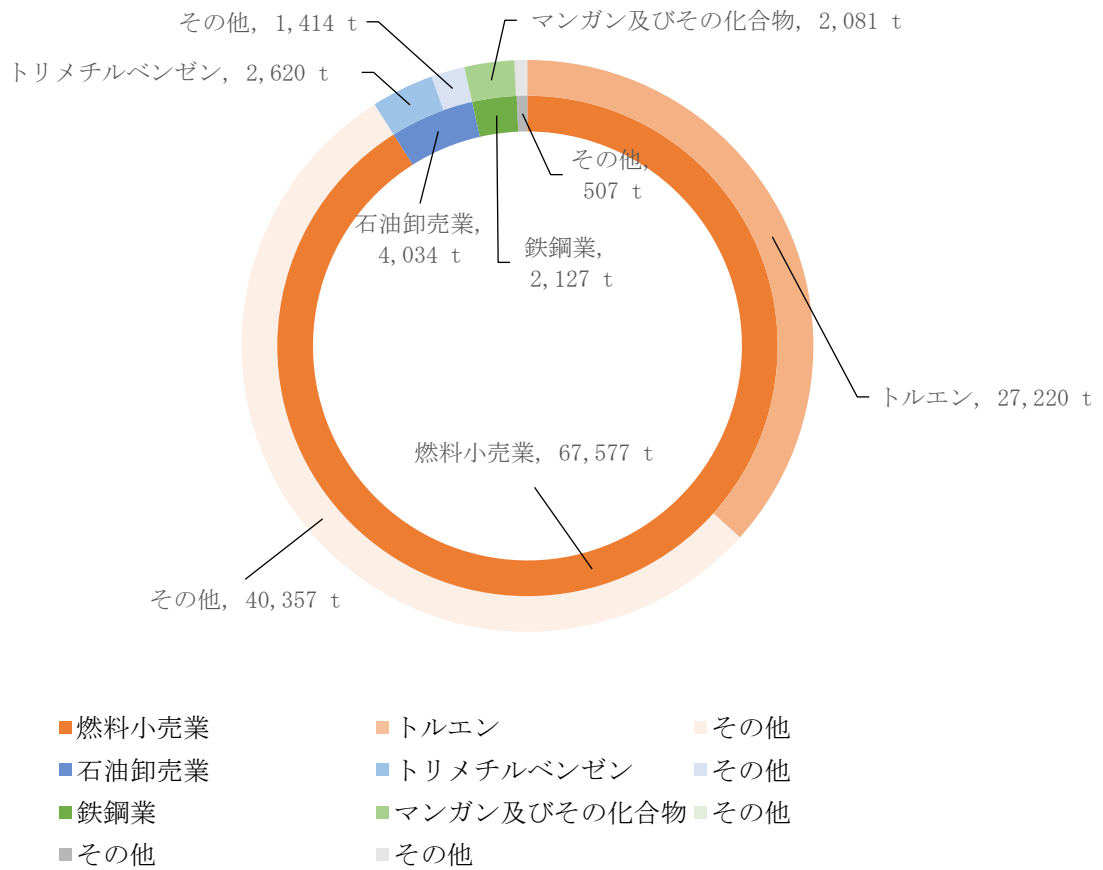


図 7 業種別の取扱量（使用量・製造量）の内訳